2021年4月28日

株式交換に関する事前開示書面

（会社法第794条及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項）

大阪市中央区備後町三丁目2番6号
シキボウ株式会社
代表取締役社長執行役員　清原　幹夫

当社は、2021年7月26日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、新内外綿株式会社（以下「新内外綿」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、2021年4月28日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本株式交換について、会社法（以下「法」といいます。）794条1項及び法施行規則（以下「施行規則」といいます。）193条に定める事前開示書事項は、次のとおりです。

1　株式交換契約の内容（法794条1項）

別紙①「株式交換契約書」のとおりです。

2　交換対価の相当性に関する事項（施行規則193条1号、法768条1項2号及び3号）

別紙②「交換対価の相当性に関する事項」のとおりです。

3　新株予約権の定めの相当性に関する事項（施行規則193条2号、法768条1項4号及び5号）

該当事項はありません。

4　株式交換完全子会社に関する事項（施行規則193条3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）

別紙③「計算書類等（新内外綿株式会社）」のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の臨時計算書類等（同号ロ）

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号ハ）

該当事項はありません。

5　株式交換完全親会社に関する事項（施行規則193条4号イ）

最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6　株式交換の効力発生日後における株式交換完全会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則193条5号）

本株式交換は法 799 条 1 項 3 号に掲げる場合に該当せず、本株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

シキボウ株式会社（以下「甲」という。）と新内外綿株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第２条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)　甲（株式交換完全親会社）

商号：シキボウ株式会社

住所：大阪市中央区備後町三丁目２番６号

(2)　乙（株式交換完全子会社）

商号：新内外綿株式会社

住所：大阪市中央区備後町三丁目２番６号

第３条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年７月 26 日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第４条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

１　甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第７条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に 0.64 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

２　甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式 0.64 株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

３　前二項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲

の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第５条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）資本金　　金０円

（２）資本準備金　金０円

第６条（株式交換承認決議等）

1　甲は、会社法第 796 条第２項本文の規定により、本契約につき会社法第795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法 796 条第３項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。また、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

2　乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第７条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第８条（剰余金の配当）

1　甲は、2021 年 3 月 31 日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、１株当たり 40 円又は甲及び乙が別途書面で合意する金額を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2　甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第９条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、こ

れを行うものとする。

第 10 条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第６条各項に定める甲の株主総会又は乙の株主総会の承認が得られなかったとき（但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき、又は第 10 条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（印紙税）

本契約書にかかる印紙税は、甲乙折半して各自負担する。

第 14 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

2021 年４月 28 日

甲：　大阪市中央区備後町三丁目２番６号
シキボウ株式会社
代表取締役　社長執行役員　清　原　幹　夫

乙：　大阪市中央区備後町三丁目２番６号
新内外綿株式会社
代表取締役　社長執行役員　長　門　秀　高

別紙②　交換対価の相当性に関する事項

１．交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

（１）　本株式交換に係る割当ての内容

会社名	シキボウ （株式交換完全親会社）	新内外綿 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 割当比率	１	０．６４
本株式交換により 交付する株式数	シキボウの普通株式：598,684 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

シキボウは、新内外綿の普通株式（以下「新内外綿株式」といいます。）１株に対して、シキボウの普通株式（以下「シキボウ株式」といいます。）0.64 株を割当交付いたします。ただし、シキボウが保有する新内外綿株式（2021 年 4 月 28 日現在 1,020,061 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、シキボウ及び新内外綿が協議し合意の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付するシキボウ株式の数

シキボウは、本株式交換に際して、シキボウが新内外綿の発行済株式の全部（ただし、シキボウが保有する新内外綿株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の新内外綿の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、シキボウを除きます。）に対して、その保有する新内外綿株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のシキボウ株式を割当交付いたします。

なお、新内外綿は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本定時株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、新内外綿が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって新内外綿が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付するシキボウ株式の総数については、新内外綿による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

また、本株式交換に際して交付するシキボウ株式は、全てシキボウが保有する自己株式（2021 年 3 月 31 日現在 944,454 株）を充当する予定であり、シキボウが新たに株式を発行することは予定しておりません。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、シキボウの単元未満株式（１単元（100 株）未満の株式）を保有することとなる新内外綿の株主の皆様におかれましては、シキボウ株式に関する下記の制度をご利用いただ

くことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（１単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第１項及びシキボウの定款第９条の規定に基づき、シキボウの単元未満株式を保有する株主の皆様が、シキボウに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元（100 株）となる数のシキボウ株式を売り渡すことを請求し、これをシキボウから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（１単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第１項の規定に基づき、シキボウの単元未満株式を保有する株主の皆様が、シキボウに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注４） １株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、シキボウ株式１株に満たない端数の割当交付を受けることとなる新内外綿の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のシキボウ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

（２） 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新内外綿は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

２．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（１） 割当の内容の根拠及び理由

シキボウ及び新内外綿は、2021 年３月に、シキボウから新内外綿に対して本株式交換の初期的な申入れが行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、シキボウが新内外綿を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

シキボウ及び新内外綿は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、シキボウはファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社りそな銀行を、第三者算定機関としてアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社（以下「ＡＢＤ」といいます。）を、新内外綿は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

シキボウにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるＡＢＤから 2021 年４月 27 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、シキボウの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率によ

り本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

新内外綿においては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータスから 2021 年 4 月 27 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所からの助言、支配株主であるシキボウとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、新内外綿の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

（２）　算定に関する事項

①　算定機関の名称及び両社との関係

シキボウの第三者算定機関であるＡＢＤ及び新内外綿の第三者算定機関であるプルータスはいずれも、シキボウ及び新内外綿からは独立した算定機関であり、シキボウ及び新内外綿の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②　算定の概要

ＡＢＤは、シキボウについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である 2021 年 4 月 27 日を基準日として、算定基準日及び算定基準日以前の１か月間、３か月間及び６か月間の株価終値の平均値を採用しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

新内外綿については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である 2021 年 4 月 27 日を基準日として、算定基準日及び算定基準日以前の１か月間、３か月間及び６か月間の株価終値の平均値を採用しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

各評価方法におけるシキボウの１株当たりの株式価値を１とした場合の新内外綿株式の評価レンジは、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	０．５０３～０．５７５
ＤＣＦ法	０．３４８～０．６８２

ＡＢＤは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びＡＢＤに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。新内外綿の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、新内外綿の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。ＡＢＤの算定は、2021 年 4 月 27 日までにＡＢＤが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、ＡＢＤの算定は、シキボウの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、ＡＢＤがＤＣＦ法による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的に、シキボウにおいては、2021 年 3 月期では新型コロナウイルス感染症による経済の減速、消費マインドの低下などの影響を受けたことにより、売上は減少し、利益水準は低下しております。翌年度以降の計画については、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうとの前提で計画を立てており、コロナ以前の売上及び利益水準に戻るとの計画であるため、現在の状況からは増益が見込まれております。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

新内外綿においては、近年の市場の流れが合繊を材料とする機能性素材へと移行し、新内外綿の主力製品である杢糸の販売が落ち込んでいることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が重なり、2021 年 3 月期において大幅な減益を余儀なくされております。しかし、2022 年 3 月期には新型コロナウイルス感染症の影響から脱却することを前提とし、紡績部門におけるサステナブルな取り組みやテキスタイル・製品部門における積極的なＯＥＭ/ＯＤＭ企画の提案、綿 100％速乾糸などの高利益率開発商品の投入、J.P.BOSCO における海外売上の拡大といった施策の効果によって更なる営業利益の回復を想定しています。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

プルータスは、シキボウについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場して

おり、新内外綿については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、両社に市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、両社について 2021 年 4 月 27 日を算定基準日として、証券取引所市場における両社の株式の基準日終値、直近１か月間、３か月間及び６か月間の終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ法においては、シキボウについて、シキボウが作成した 2022 年 3 月期から 2025 年３月期までの事業計画に基づく将来のフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算出しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、4.582%～5.301%としています。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は０％としております。新内外綿については、新内外綿が作成した 2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの事業計画に基づく将来のフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算出しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、4.582%～6.537%としています。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は０％としております。

なお、プルータスがＤＣＦ法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、シキボウにおいては、2021 年 3 月期では新型コロナウイルス感染症による経済の減速、消費マインドの低下などの影響を受けたことにより、売上は減少し、利益水準は低下しております。翌年度以降の計画については、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうとの前提で計画を立てており、コロナ以前の売上及び利益水準に戻るとの計画であるため、現在の状況からは増益が見込まれております。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としたものではございません。

新内外綿においては、近年の市場の流れが合繊を材料とする機能性素材へと移行し、新内外綿の主力製品である杢糸の販売が落ち込んでいることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が重なり、2021 年 3 月期において大幅な減益を余儀なくされております。しかし、2022 年 3 月期には新型コロナウイルス感染症の影響から脱却することを前提とし、紡績部門におけるサステナブルな取り組みやテキスタイル・製品部門における積極的なＯＥＭ/ＯＤＭ企画の提案、綿 100%速乾糸などの高利益率開発商品の投入、J.P.BOSCO における海外売上の拡大といった施策の効果によって更なる営業利益の回復を想定しています。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としたものではございません。

プルータスは、株式交換比率の算定を行うに際して、両社から提供を受けた基礎資

料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自に調査、検証を行っておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的かつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。また、プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、新内外綿はこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータスは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での両社及びその関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

各評価方法による新内外綿株式１株に対するシキボウ株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	０．５２～０．５５
ＤＣＦ法	０．３８～０．７８

（３）　上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2021 年 7 月 26 日をもって、シキボウは新内外綿の完全親会社となり、完全子会社となる新内外綿株式は東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に従って、2021 年 7 月 20 日付で上場廃止（最終売買日は 2021 年 7 月 19 日）となる予定です。上場廃止後は、新内外綿株式を東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。新内外綿株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるシキボウ株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において新内外綿株式を 157 株以上保有し、本株式交換によりシキボウの単元株式数である 100 株以上のシキボウ株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、１単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において 157 株未満の新内外綿株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たないシキボウ株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望によりシキボウの単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記１．（１）「本株式交換に係る割当て

の内容」の（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、１株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記１．（１）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、新内外綿の株主の皆様は、最終売買日である 2021 年 7 月 19 日（予定）までは、東京証券取引所市場第二部において、その保有する新内外綿株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（４）　公正性を担保するための措置

シキボウ及び新内外綿は、本株式交換の検討にあたって、シキボウが既に新内外綿株式 1,020,061 株（2021 年 4 月 28 日現在、発行済株式総数 1,959,800 株に占める割合にして 52.0%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有し、新内外綿はシキボウの連結子会社に該当すること及びシキボウ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点に基づき、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断して、下記の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

シキボウは、シキボウ及び新内外綿から独立した第三者算定機関であるＡＢＤから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2021 年 4 月 27 日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記（２）「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、シキボウは、ＡＢＤから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、新内外綿は、シキボウ及び新内外綿から独立した第三者算定機関であるプルータスから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2021 年 4 月 27 日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記（２）「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、新内外綿は、プルータスがシキボウ及び本株式交換の成否から独立しており、かつ、高度な専門性を有していること、その算定結果及び算定過程においても特に不合理な点は認められないこと、最終的な株式交換比率が上記第三者機関から提出された算定結果の中央値より相応に高い比率で妥結されたこと、他に独立した特別委員会への諮問その他公正性を担保する措置が複数講じられていること、特別委員会からも同様の理由でフェアネス・オピニオンを取得する必要性は認められない旨の意見を得ていることから、プルータスより、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

シキボウは、弁護士法人淀屋橋・山上合同を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、シキボウ及び新内外綿から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

他方、新内外綿は、弁護士法人御堂筋法律事務所を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、弁護士法人御堂筋法律事務所は、シキボウ及び新内外綿から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

（５） 利益相反を回避するための措置

新内外綿は、シキボウが既に新内外綿株式 1,020,061 株（2021 年 4 月 28 日現在、発行済株式総数 1,959,800 株に占める割合にして 52.0%）を保有している支配株主であること及びシキボウ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点に基づき、下記の措置を講じております。

① 新内外綿における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

新内外綿は、2021 年 3 月 12 日、本株式交換に係る新内外綿の意思決定に慎重を期し、また、新内外綿取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが新内外綿の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、シキボウと利害関係を有しておらず、新内外綿の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている田淵義文氏、及び社外監査役である中山宣幸氏（弁護士、西野・中山法律事務所）並びに社外監査役である辻本誠氏（公認会計士、辻本公認会計士事務所）の３名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（ⅰ）本株式交換が新内外綿の企業価値を向上させるものと判断できるか、（ⅱ）本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の公正性が確保されているか、（ⅲ）本株式交換に係る手続が株主の利益に配慮し、株主にとって公正な手続を通じて行われていると認められるかを踏まえて、総合的に検討して、本株式交換が少数株主にとって不利益でないものと言えるか（以下、これらの諮問事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、2021 年 3 月 12 日から 2021 年 4 月 27 日までに、会合を合計９回、合計約 20 時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず第１回特別委員会において、各委員の独立性を改めて確認した

上で、委員長として田淵義文氏が選定され、新内外綿が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス並びにリーガル・アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、それぞれを新内外綿の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができる旨を確認し、シキボウの役職員を現に兼任する役職員については、本株式交換の検討、意思決定、交渉等に参加させないことを確認した上で、社内担当者の独立性を確認しました。なお、上記社内担当者のうち、長門秀高氏（代表取締役）、石田仁紀氏（取締役）については、シキボウの出身者ですが、それぞれ約 10 年前、約 3 年前にシキボウの役職員から離れており、また、本株式交換に関して、シキボウ側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本株式交換における新内外綿の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しました。加えて、両名は、新内外綿の事業及び技術領域に精通しているため、その知見を本株式交換に係る検討に活用する必要性が高いことも踏まえ、上記社内担当者として、本株式交換の検討、意思決定、交渉等に参加しております。

第 2 回特別委員会では、新内外綿より現時点の事業計画に関する説明が行われるとともに、適宜、特別委員会から事業計画内容に関する質疑応答を経た上で、その後、新内外綿の経営陣に対する本株式交換に関するインタビューを行う際のインタビュー事項について協議・検討が行われました。第 3 回特別委員会では、新内外綿の経営陣より、改めて事業計画内容の説明を受けた上で、本株式交換に対する新内外綿経営陣の認識等に関するインタビュー及び質疑応答を行うとともに、その後、シキボウの経営陣に対する本株式交換に関するインタビューを行う際のインタビュー事項について協議・検討が行われ、加えて、本株式交換に関する公正性を担保するための措置について協議が行われました。第 4 回特別委員会では、シキボウの経営陣に対して、本株式交換に対するシキボウ経営陣の認識等に関するインタビュー及び質疑応答を行うとともに、その後、弁護士法人御堂筋法律事務所からは、法務デュー・ディリジェンスに関する概要の報告を受け、プルータスからは、本株式交換比率に関する協議状況に関する報告を受けました。その後、第 5 回特別委員会では、弁護士法人御堂筋法律事務所より法務デュー・ディリジェンスの結果報告を受け、プルータスより初期的な本株式交換比率算定に関する説明を受けた上で、シキボウとの本株式交換比率に関する交渉方針を協議、検討し、社内担当者に対する交渉方法の助言内容を決定し、あわせて答申書の内容に関する検討・協議を行いました。第 6 回特別委員会では、第 5 回特別委員会で決定した方針に基づいて、シキボウとの間で本株式交換比率に関する交渉を行った結果、シキボウ側から提示された質問書の報告、説明を受けた上で、当該質問書に対する回答内容を検討するとともに、プレスリリースの内容に関する検討・協議を行いました。第 7 回特別委員会では、プルータスより、さらに検討を進めた結果としての本株式交換比率に関する算定状況の説明を受けたうえで、必要な質疑応答を行い、シキボウとの交渉方法の助

言内容を決定し、あわせて答申書の内容に関する検討・協議を行いました。第 8 回特別委員会では、プルータスから株式交換比率に関する算定報告書の説明を受けて、適宜質疑応答が行われた後、答申書及びプレスリリースの内容について確認・検討・協議が行われました。以上の各委員会を経て、最終回である第 9 回特別委員会では、答申書及びプレスリリースの最終版が確認され、特別委員会として答申書の内容が決定されました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、新内外綿の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2021 年 4 月 27 日付で、新内外綿の取締役会に対して提出しております。

② 新内外綿における、利害関係を有しない取締役の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

2021 年 4 月 28 日現在、新内外綿においてシキボウの役職を兼任している取締役はおらず、長門秀高氏（代表取締役）、石田仁紀氏（取締役）については、シキボウの出身者ですが、それぞれ約 10 年前、約 3 年前にシキボウの役職員から離れていることなどから、本株式交換における新内外綿の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しています。

石田仁紀氏についてはシキボウの役職員を離れたのが約 3 年前と比較的近時であり、特別委員会からも審議及び決議に参加すべきでない旨の提言がありました。

これを受け、2021 年 4 月 28 日開催の取締役会では、石田仁紀氏を除く 3 名の取締役（長門秀高氏、田邉謙太朗氏、田淵義文氏）が参加して審議及び決議を行うこととし、全員の承認を得ております。

なお、上記の取締役会には、シキボウ執行役員兼務者を除く監査役 3 名（社外監査役含みます。）が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

3．株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、シキボウの増加する資本金及び準備金は以下のとおりです。

資本金　　0 円

資本準備金　0 円

かかる内容は、シキボウの資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

別紙③　計算書類等（新内外綿株式会社）

次頁以下のとおりです。

添付書類

事　業　報　告

（2019年３月26日から
2020年３月25日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化や消費税率引き上げによる消費減退、相次ぐ台風等の自然災害の影響や新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりをみせる等、国内景気の下押し要因が相次いで顕在化いたしました。

特に新型コロナウイルス感染拡大については、どの程度の期間で収束に向かうのかはまだ不透明であり、世界的規模での大きな景気後退局面入りの可能性を含んでいます。

このような状況のもとで、当社グループ紡績部門におきましては、主力商品である杢糸がスポーツ衣料へのトレンドの高まりやイージーケア等の機能性素材への流行に押され、当社の売上低迷の大きな要因となりました。杢糸に加え、環境に配慮したオーガニックコットンやボタニカルダイ等の販路拡大に努めておりますが、厳しい状況は続いています。また、タイ販売子会社においては日本向け輸出販売の低迷に加えて、バーツ高の影響を受け、利益面で苦戦となりました。この結果、同部門の売上高は26億98百万円となり、前連結会計年度比５億20百万円（16.2％）の減収となりました。テキスタイル・製品部門におきましては、デザイナーを活用したＯＤＭ販売やスポーツブランドとの取り組みが順調に推移していましたが、暖冬の影響や新型コロナウイルス感染拡大に端を発した店頭での販売不振、オーダーのキャンセル等で足下は厳しい状況が続いており、同部門の売上高は13億78百万円となり、前連結会計年度比３億63百万円（20.9％）の減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は40億77百万円（前連結会計年度比８億83百万円の減少）となりました。利益面におきましては、販売費及び一般管理費の一部圧縮に努めましたが減益となりました。

これらの結果、営業損失は85百万円（前年同期は営業利益０百万円）、経常損失は78百万円（前年同期は経常利益10百万円）となりました。また、当期および次期

の業績見通しを踏まえ、当期末において繰延税金資産の取崩しを行い、法人税等調整額１億27百万円を計上しました結果、親会社株主に帰属する当期純損失は２億13百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益０百万円）となりました。

また、財務面におきましては、一部資金需要の集中もあり、有利子負債は１億90百万円となり、前連結会計年度末比で48百万円の増加となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資は実施しておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式の発行および社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	2017年３月期	2018年３月期	2019年３月期	2020年３月期 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	5,944	4,958	4,961	4,077
経常利益又は経常損失（△）	179	△23	10	△78
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	90	△23	0	△213
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	46円14銭	△12円15銭	0円10銭	△109円32銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	4,695	4,670	4,639	4,157
純資産	2,872	2,820	2,777	2,540

(注) 2017年９月26日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。2017年３月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、シキボウ株式会社で、同社は当社の議決権を52.3%保有しております。

なお、当社とシキボウ株式会社との営業上の取引は、主として同社からの原料および原糸の購入であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ.当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場の実勢価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社の事業運営に関しては、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営および事業活動を行っております。

ハ.取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

当該事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ナイガイテキスタイル	99百万円	100%	紡績業
J.P.BOSCO CO., LTD.	28,750千ﾀｲﾊﾞｰﾂ	96.5%	繊維製品の卸売

(注) J.P.BOSCO CO.,LTD.の資本金は、登録資本金100,000千タイバーツのうち、払込済資本金28,750千タイバーツを記載しております。

(4) 対処すべき課題

国内経済は新型コロナウイルス感染拡大を要因とし、ヒト・モノ・カネの流れが停滞したことで、経済活動に多大な影響を受けています。今後は、海外動向や新型コロナウイルスの収束の不透明さ等ますます不確実性が高まり、大きな後退が続く局面であると認識しています。

当社グループは、新中期経営計画（2018～2020年度）を策定し、実行に移しておりますが、上記の経済状況や当社商材の売れ行き不振も加わり、大きく乖離した状況となっています。足下の業績状況はまだ復活しておらず苦しい状態が続きますが、新中期経営計画(2018～2020年度)の3年目につきましては、経営計画の基本方針を推し進め、引き続き販売取り組みの拡大、更なる経費削減によるコスト構造の改善に力を注いでまいります。

※新中期経営計画　　《持続可能な成長》　「構造的利益体質への追及」

①環境（エコロジー）に配慮した生産活動と商品展開
②コア部分（紡績）を共通認識とし、そのシナジー効果の極大化
③流通チャンネル（顧客の更に先の市場）を意識した販売活動
④海外生産・海外販売の更なる発展・拡大
⑤紡績糸生産体系の根本的な見直しによる大幅な省力化の達成

(5) 主要な事業内容（2020年３月25日現在）

各種繊維製品の製造および販売

（主な品目）　紡績糸、織物生地、織物製品、ニット生地、ニット製品

(6) 主要な営業所および工場（2020年３月25日現在）

本社	大阪府大阪市中央区備後町三丁目２番６号
東京オフィス	東京都渋谷区渋谷一丁目８番７号
駒野事業所	岐阜県海津市南濃町駒野778番地
工場（子会社）	
㈱ナイガイテキスタイル	岐阜県海津市南濃町駒野778番地
J.P.BOSCO CO.,LTD.	100 Nang Linchi Rd.,Chongnonsee,Yannawa, Bangkok 10120 Thailand

(7) 使用人の状況（2020年３月25日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
86（65）名	△13（△4）名

（注）　使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36（4）名	△4(1) 名	45.1歳	17.2年

（注）　使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月25日現在）

借入先	借入額
カシコーンバンク	75百万円
シティバンク	65百万円
株式会社りそな銀行	30百万円
株式会社大垣共立銀行	20百万円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月25日現在）

① 発行可能株式総数　3,900,000株
② 発行済株式の総数　1,959,800株（うち自己株式4,289株）
③ 株主数　1,943名（前期末比　605名増）
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
シキボウ株式会社	1,020,061株	52.1%
中山啓二	100,700株	5.1%
MSIP CLIENT SECURITIES	29,200株	1.4%
田角登司雄	27,000株	1.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	25,700株	1.3%
ＪＰモルガン証券株式会社	20,000株	1.0%
福井眞吾	16,300株	0.8%
田中義信	15,900株	0.8%
新内外綿従業員持株会	13,722株	0.7%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,000株	0.5%

（注）持株比率は自己株式（4,289株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年３月25日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	長門秀高	
取締役 常務執行役員	田邉謙太朗	紡績テキスタイル部・製品部担当 兼 開発・マーケティング部長 株式会社ナイガイテキスタイル 代表取締役専務 Ｊ．Ｐ．ＢＯＳＣＯ ＣＯ．，ＬＴＤ．取締役
取締役 執行役員	石田仁紀	業務部長
取締役	尾﨑洋一郎	大阪瓦斯株式会社 参与
取締役	田淵義文	旭精工株式会社 監査役
監査役（常勤）	飯田修久	株式会社ナイガイテキスタイル 監査役
監査役	加藤守	シキボウ株式会社 上席執行役員 繊維部門長 ＰＴ．ＭＥＲＴＥＸ ＩＮＤＯＮＥＳＩＡ コミサリス
監査役	中山宣幸	弁護士
監査役	辻本誠	公認会計士

（注） 取締役尾﨑洋一郎氏および田淵義文氏は、社外取締役であります。
監査役中山宣幸氏および辻本誠氏は、社外監査役であります。
監査役辻本誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
なお、当社は、尾﨑洋一郎氏、中山宣幸氏、田淵義文氏および辻本誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (2)	39百万円 (7)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	17 (6)
合計 （うち社外役員）	9 (4)	56 (13)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、1988年６月23日開催の第66期定時株主総会において年額96百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、1994年６月22日開催の第72期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
４．当事業年度末日現在の取締役は５名、監査役は４名であります。

③　責任限定契約の内容の概要

取締役尾﨑洋一郎氏、田淵義文氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款第31条第２項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

監査役加藤守氏、中山宣幸氏および辻本誠氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款第41条第２項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役尾﨑洋一郎氏は、大阪瓦斯株式会社の参与を兼務しております。当社と大阪瓦斯株式会社との間には特別な関係はありません。

・取締役田淵義文氏は、旭精工株式会社の監査役を兼務しております。当社と旭精工株式会社との間には特別な関係はありません。

ロ．親会社および親会社の子会社から受けている役員報酬等の総額

対象の社外役員は存在しておりません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

取締役尾﨑洋一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席しております。

取締役田淵義文氏は、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席しております。

監査役中山宣幸氏は、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席、監査役会10回すべてに出席しております。

監査役辻本誠氏は、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席、監査役会10回すべてに出席しております。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役尾﨑洋一郎氏は、他社での豊富な経験と高い見識および独立役員としての立場から、取締役田淵義文氏は、財務および会計に関する専門的見地および独立役員としての立場から、それぞれ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役中山宣幸氏は、弁護士としての専門的見地および独立役員としての立場から、監査役辻本誠氏は、公認会計士としての専門的見地および独立役員

としての立場から、それぞれ意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
また、監査役会において各監査役は、主として当社の業務監査について、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった東陽監査法人は、2019年６月21日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（イ）当社および当社の子会社からなる企業集団(以下､「当社グループ」という。)は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範を定め、これを周知する。また、その徹底を図るため、総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社グループの社員教育等を行う。

（ロ）当社は、企業統治機能の強化を図るため、内部監査部門と総務部門が連携し、内部統制システムの一層の強化を図る。

（ハ）当社は、内部通報制度を設け、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定める。

（ニ）当社グループにおける内部統制の強化を図るため、(ロ)で取り決めた内部統制システムおよび(ハ)で取り決めた内部通報制度の対象範囲を当社グループ全体とする。

（ホ）当社グループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（イ）法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行い、取締役および監査役が常時閲覧可能な状態とする。

（ロ）情報の管理については、営業秘密に関する社内規程、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。

（ハ）情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）取締役会、監査役会および部長会議により業務執行状況の把握に努める。管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。

（ロ）万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。

（ハ）前(イ)および(ロ)の損失の危機の管理の対象範囲を当社グループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）当社は、毎月１回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

（ロ）当社は、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保持等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則に定め、法令および定款の定めに則った適法かつ円滑な運営を図る。

（ハ）当社は、当社グループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として当社グループ子会社各社において毎月１回の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。

（ニ）当社は、当社グループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保持等の取扱いについて社内規程を定める。

⑤　当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）「シキボウグループ コンプライアンス・マニュアル」に基づき、当社グループの繁栄と成長を目指し、グループ会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、グループ全体の業務の適正を図る。

（ロ）子会社の重要事項等については、当社取締役会においての承認または報告を要することとする。

（ハ）当社と親会社および子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部門は親会社および子会社の監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

（イ）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととする。

（ロ）補助使用人を置いた場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦　当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することとする。

（ロ）当社の使用人ならびに当社グループ子会社各社の取締役および使用人は、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社または当社グループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口に直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査役に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととする。

（ハ）当社は、(イ)および(ロ)の報告について、シキボウグループ親会社の監査等委員会および内部通報窓口に報告を行うこととする。

（ニ）当社は、内部通報窓口へ通報を行った者および監査役または内部通報窓口へ報告を行った当社グループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知する。

（ホ）当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、部長会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、当社グループの取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

（ヘ）当社の監査役は、当社グループの取締役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

（ト）当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①　取締役の職務執行について

取締役会は、社外取締役２名を含む取締役５名で構成され、社外監査役２名を含む監査役４名も出席しております。当事業年度において取締役会を17回開催し、経営方針、予算の策定等各議案についての審議、月次の業績の分析・評価を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、監査方針・監査計画に基づき監査を実施するとともに、当事業年度は10回監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、監査役は適宜会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施いたしました。

③ コンプライアンス体制について

当社および当社の子会社の取締役および使用人に「シキボウグループ コンプライアンス・マニュアル」を配布するとともに、全体会議においてインサイダー取引防止等の法令遵守に関する説明を継続的に行っております。また、当社は「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、当社子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制について

当社および当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、取締役会および部長会議にて各部門の管理者から報告が行われております。

（注） 本事業報告中の金額、株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年３月25日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,911,623**	**流動負債**	**763,950**
現金及び預金	173,675	支払手形及び買掛金	451,243
受取手形及び売掛金	701,006	設備関係支払手形	3,323
電子記録債権	30,385	短期借入金	190,807
商品及び製品	631,183	未払法人税等	3,501
仕掛品	93,502	賞与引当金	39,252
原材料及び貯蔵品	256,884	その他	75,822
その他	25,254	**固定負債**	**853,606**
貸倒引当金	△268	退職給付に係る負債	312,264
固定資産	**2,246,362**	その他の固定負債	17,700
有形固定資産	**2,027,062**	繰延税金負債	3,139
建物及び構築物	235,724	再評価に係る繰延税金負債	520,502
機械装置及び運搬具	74,806	**負債合計**	**1,617,557**
土地	1,702,657	**純資産の部**	
建設仮勘定	200	**株主資本**	**1,321,876**
その他	13,674	**資本金**	**731,404**
無形固定資産	**29,282**	**利益剰余金**	**594,644**
ソフトウェア	29,282	**自己株式**	**△4,171**
その他	0	**その他の包括利益累計額**	**1,211,300**
投資その他の資産	**190,017**	**その他有価証券評価差額金**	**3,923**
投資有価証券	18,543	**繰延ヘッジ損益**	**39**
繰延税金資産	5,655	**土地再評価差額金**	**1,181,598**
その他	169,018	**為替換算調整勘定**	**25,738**
貸倒引当金	△3,200	**非支配株主持分**	**7,252**
資産合計	**4,157,986**	**純資産合計**	**2,540,428**
		負債・純資産合計	**4,157,986**

連結損益計算書

（2019年３月26日から
2020年３月25日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,077,286**
売上原価		**3,399,463**
売上総利益		**677,823**
販売費及び一般管理費		**763,763**
営業損失		**85,940**
営業外収益		
受取利息	881	
受取配当金	572	
為替差益	1,124	
受取手数料	6,261	
その他	5,171	14,011
営業外費用		
支払利息	3,484	
手形売却損	1,728	
その他	1,384	6,597
経常損失		**78,526**
特別利益		
固定資産売却益	2,252	2,252
特別損失		
固定資産除売却損	1,392	
減損損失	1,738	3,130
税金等調整前当期純損失		**79,403**
法人税、住民税及び事業税	6,242	
法人税等調整額	127,390	133,633
当期純損失		**213,037**
非支配株主に帰属する当期純利益		**748**
親会社株主に帰属する当期純損失		**213,786**

連結株主資本等変動計算書

（2019年３月26日から
2020年３月25日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	731,404	847,542	△4,126	1,574,819
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△39,111		△39,111
親会社株主に帰属する当期純損失		△213,786		△213,786
自己株式の取得			△45	△45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	－	△252,897	△45	△252,943
当期末残高	731,404	594,644	△4,171	1,321,876

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,922	85	1,181,598	10,367	1,196,973	6,109	2,777,902
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△39,111
親会社株主に帰属する当期純損失							△213,786
自己株式の取得							△45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△998	△45	－	15,370	14,327	1,142	15,469
連結会計年度中の変動額合計	△998	△45	－	15,370	14,327	1,142	△237,473
当期末残高	3,923	39	1,181,598	25,738	1,211,300	7,252	2,540,428

連 結 注 記 表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	２社
・連結子会社の名称	株式会社ナイガイテキスタイル J.P.BOSCO CO.,LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社ナイガイテキスタイルの決算日は３月25日であり、連結決算日と同一であります。J.P.BOSCO CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は３ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
ロ．デリバティブ	時価法
ハ．棚卸資産	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	主として定率法によっております。 （ただし、当社および国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　８～47年 機械装置及び運搬具　３～７年
無形固定資産	定額法によっております。 （ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。）

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
ハ．ヘッジ方針	通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	為替予約取引は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計およびキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については、有効性の判定を省略しております。
ホ．その他リスク管理方法のうち、ヘッジ会計に係るもの	当社は「デリバティブ取引における管理規程」に基づき、リスク管理を行っております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．会計方針の変更

該当事項はありません。

３．未適用の会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

４．表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保差入資産

建物及び構築物	235,695千円	(235,695千円)
土地	1,702,657千円	(1,702,657千円)
その他（投資その他の資産）	142,873千円	(　－　千円)
計	2,081,225千円	(1,938,352千円)

上記の担保資産に対する債務

短期借入金	190,807千円	(50,000千円)
計	190,807千円	(50,000千円)

上記のうち、(　) 内書は工場財団抵当ならびに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,480,102千円

(3) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	2001年３月25日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	886,122千円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,959,800株	－株	－株	1,959,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年６月21日 定時株主総会	普通株式	39百万円	20円	2019年３月25日	2019年６月24日

当連結会計年度の末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年６月19日 定時株主総会	普通株式	29百万円	15円	2020年３月25日	2020年６月22日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

７．金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、発行体（取引先企業）のリスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で１年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の１．(4) 会計方針に関する事項の④ 重要なヘッジ会計の方法をご参照ください。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および経理部門が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社グループの与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内外の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

ロ．市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、「デリバティブ取引における管理規程」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月25日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①現金及び預金	173,675	173,675	－
②受取手形及び売掛金	701,006	701,006	－
③電子記録債権	30,385	30,385	－
貸倒引当金(※1)	△268	△268	－
	731,123	731,123	－
④投資有価証券	18,543	18,543	－
資産計	923,342	923,342	－
①支払手形及び買掛金	451,243	451,243	－
②設備関係支払手形	3,323	3,323	－
③短期借入金	190,807	190,807	－
負債計	645,374	645,374	－
デリバティブ取引（※2）	(943)	(943)	－

（※1）受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②設備関係支払手形、③短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を時価としております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,295円40銭

(2) １株当たり当期純損失　109円32銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月25日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,572,109**	**流動負債**	**927,668**
現金及び預金	132,641	支払手形	158,492
受取手形	128,655	買掛金	662,938
売掛金	507,180	短期借入金	50,000
電子記録債権	30,385	未払金	2,725
商品及び製品	575,163	未払費用	13,755
仕掛品	33,063	未払法人税等	2,958
原材料及び貯蔵品	150,166	預り金	17,204
前払費用	2,563	賞与引当金	19,592
未収入金	7,406	**固定負債**	**733,098**
その他	5,150	退職給付引当金	193,150
貸倒引当金	△268	その他の固定負債	17,700
固定資産	**2,694,529**	繰延税金負債	1,746
有形固定資産	**1,944,498**	再評価に係る繰延税金負債	520,502
建物	223,764	**負債合計**	**1,660,766**
構築物	11,960	**純資産の部**	
工具器具備品	6,116	**株主資本**	**1,420,310**
土地	1,702,657	**資本金**	**731,404**
無形固定資産	**28,882**	**利益剰余金**	**693,078**
ソフトウェア	28,882	利益準備金	48,910
その他	0	その他利益剰余金	644,167
投資その他の資産	**721,148**	繰越利益剰余金	644,167
投資有価証券	18,543	**自己株式**	**△4,171**
関係会社株式	680,988	**評価・換算差額等**	**1,185,561**
その他	24,816	**その他有価証券評価差額金**	**3,923**
貸倒引当金	△3,200	**繰延ヘッジ損益**	**39**
		土地再評価差額金	**1,181,598**
		純資産合計	**2,605,872**
資産合計	**4,266,639**	**負債・純資産合計**	**4,266,639**

損　益　計　算　書

（2019年３月26日から
2020年３月25日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,045,331
売上原価		2,537,725
売上総利益		507,605
販売費及び一般管理費		588,281
営業損失		80,676
営業外収益		
受取利息	128	
受取配当金	572	
賃貸収入	46,800	
為替差益	256	
雑収入	1,077	48,835
営業外費用		
支払利息	414	
賃貸収入原価	36,770	
手形売却損	1,728	
雑損失	3,419	42,332
経常損失		74,173
特別損失		
固定資産除売却損	500	
減損損失	1,738	2,238
税引前当期純損失		76,411
法人税、住民税及び事業税	420	
法人税等調整額	77,656	78,076
当期純損失		154,487

株主資本等変動計算書

（2019年３月26日から
2020年３月25日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	731,404	44,999	841,678	886,677	△4,126	1,613,955
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△39,111	△39,111		△39,111
利益準備金の積立		3,911	△3,911	－		－
当期純損失			△154,487	△154,487		△154,487
自己株式の取得					△45	△45
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	3,911	△197,510	△193,599	△45	△193,644
当期末残高	731,404	48,910	644,167	693,078	△4,171	1,420,310

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,922	85	1,181,598	1,186,605	2,800,561
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△39,111
利益準備金の積立					－
当期純損失					△154,487
自己株式の取得					△45
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△998	△45	－	△1,043	△1,043
事業年度中の変動額合計	△998	△45	－	△1,043	△194,688
当期末残高	3,923	39	1,181,598	1,185,561	2,605,872

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法によっております。
（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　８～47年

② 無形固定資産　定額法によっております。
（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。）

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合退職金要支給額）に基づき計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
③ ヘッジ方針	通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	為替予約取引は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については、有効性の判定を省略しております。
⑤ その他リスク管理方法のうち、ヘッジ会計に係るもの	当社は「デリバティブ取引における管理規程」に基づき、リスク管理を行っております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

該当事項はありません。

3．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	223,735千円
構築物	11,960千円
土地	1,702,657千円
計	1,938,352千円

上記の物件は、工場財団抵当として、短期借入金50,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　1,750,181千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	6,174千円
長期金銭債権	16,839千円
短期金銭債務	438,598千円

(4) 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っており、保証極度額は以下のとおりであります。

J.P.BOSCO CO.,LTD. 654,675千円（150,000千タイバーツ、1,315千米ドル）

(5) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	2001年３月25日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	886,122千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	16,014千円
仕入高	794,968千円
その他の営業取引高	26,898千円

(2) 営業取引以外の取引高

受取賃貸料	46,800千円
支払賃借料	3,180千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,231株	58株	－株	4,289株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）　　（単位：千円）

税務上の繰越欠損金	24,696
未払事業税	776
未払社会保険料	1,794
賞与引当金繰入限度超過額	5,991
退職給付引当金繰入限度超過額	59,065
棚卸資産評価損	5,905
その他	2,305
繰延税金資産小計	100,536
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△24,696
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△75,840
評価性引当額小計	△100,536
繰延税金資産の合計	－

（繰延税金負債）

繰延ヘッジ損益	17
その他有価証券評価差額金	1,728
繰延税金負債の合計	1,746

（再評価に係る繰延税金負債）

土地再評価差額金	520,502

８．関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権の所有(被所有）割合	関連当事者との関係
親会社	シキボウ㈱	大阪市中央区	11,336,232	繊維事業 その他の事業	（被所有） 直接52.3%	原料、原糸購入 原糸、生地販売等 役員の兼任

取引の内容		取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
仕入高	原材料の購入（注）	6,437	支払手形及び買掛金	258

（注）　原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案し、発注先および価格を決定しております。

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権の所有(被所有）割合	関連当事者との関係
子会社	㈱ナイガイテキスタイル	岐阜県海津市	99,000	紡績業	１００．０％	紡績糸の委託加工 工場土地・建物の賃貸借 役員の兼任

取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
仕入高（注１）	633,846	買掛金	430,633
受取賃貸料（注２）	46,800	－	－

（注）１．委託加工賃については、市場の実勢価格を勘案し、交渉のうえ価格を決定しております。
２．受取賃貸料については、土地の固定資産税評価額および建物等の簿価等を勘案し価格を決定しております。

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ﾀｲﾊﾞｰﾂ）	事業の内容	議決権の所有(被所有）割合	関連当事者との関係
子会社	J.P.BOSCO CO.,LTD.	タイ国 バンコク	28,750	繊維製品の卸売	９６．５％	原糸の購入等 役員の兼任

取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
仕入高（注１）	154,684	買掛金	7,706
債務保証（注２）	654,675	－	－

（注）１．原糸の購入等については、市場の実勢価格を勘案し、交渉のうえ価格を決定しております。
２．金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っております。取引金額には保証極度額を記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,332円58銭

(2) １株当たり当期純損失　79円00銭

１０．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

新内外綿株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山上　眞人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北野　和行	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、新内外綿株式会社の2019年３月26日から2020年３月25日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新内外綿株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

新内外綿株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山上　眞人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北野　和行	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新内外綿株式会社の2019年３月26日から2020年３月25日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年３月26日から2020年３月25日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、その業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

新内外綿株式会社　監査役会

常勤監査役　飯田修久 ㊞

監査役　加藤守 ㊞

社外監査役　中山宣幸 ㊞

社外監査役　辻本誠 ㊞

以　上